平成２９年（フ）第１７１１号
大阪府枚方市楠葉中町12番７号
債務者　木村　俊子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７４６号
大阪府門真市幸福町１番46号　門真マンション７号
債務者　齊藤眞由美
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７５１号
大阪府吹田市高野台２丁目１番Ｂ35―403号
債務者　大塚　　朗
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８１２号
大阪府守口市大久保町４丁目36番Ｂ―69号
債務者　永田加代子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８４７号
大阪市旭区中宮１丁目11番２―706号
債務者　桝本　繁一
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８４９号
大阪市西淀川区野里２丁目25番15―503号、前住所大阪府門真市小路町９番６号
債務者　城下　輝明
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８５０号
大阪市生野区中川東１丁目14番14号
債務者　岩本理恵子
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８５３号
大阪府高槻市宮田町２丁目35番15号　宮田グリーンハイツ102号
債務者　永田　充博
1　決定年月日時　平成29年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９１号
高知市中久万242番地１
債務者　片岡　伸司
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９２号
高知市中久万242番地１
債務者　片岡　理恵
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５６号
高知市百石町２丁目９番２号　メゾンド・ガトー301号室、申立時の住所高知市神田2291番地１　あじ菜ハウス４号
債務者　名木　興輝
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６０号
高知市桟橋通１丁目３番７号　クラシエ11―101号室
債務者　池添　忠司
1　決定年月日時　平成29年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第６号
長崎県平戸市津吉町670番地１
債務者　橋口　智絵
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第１２号
長崎県五島市江川町５番地６
債務者　平山　和治
1　決定年月日時　平成29年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月５日まで
長崎地方裁判所五島支部

平成２９年（フ）第１１号
北海道芦別市上芦別町31番地
債務者　齊藤　　寛
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第１３号
北海道赤平市本町３丁目２番地　愛真ホーム
債務者　石岡　節夫
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
北海道白老郡白老町字竹浦198番地27竹っこ団地しいたけ棟203号、前住所北海道登別市幌別町８丁目12番地幌別東団地75Ｒ３―406
債務者　阿部美智代（旧姓原川）
1　決定年月日時　平成29年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係